

## 船橋市教育委員会埋蔵文化財調査委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は船橋市教育委員会における埋蔵文化財調査委託業務の検査(以下「検査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において埋蔵文化財調査委託業務(以下「調査」という。)とは、文化財保護法第92条第1項または第99条第1項に規定する発掘のうち、発掘作業または整理作業もしくはその全てを船橋市が委託する業務をいう。

(検査)

第3条 検査は調査の契約に基づいて行い、検査の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 調査が完了したときに成果品及び業務の完了を確認する検査
- (2) 中間検査 調査の途中において品質の確保及び業務の適正な実施を確認する検査
- (3) 予備検査 完了検査及び中間検査を補完するために行なう検査
- (4) 視察 調査の途中において作業の進捗等を視認する検査
- (5) 口頭諮問 調査の途中において聞き取り等により作業の進捗等を確認する検査

2 前項に規定する検査の実施方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 全量検査 検査の対象となる成果品もしくは業務の全てについて行なう検査
- (2) 抽出検査 検査にあたり全量検査することが困難と認められるときに検査の対象となる成果品もしくは業務の一部を抽出して行なう検査
- (3) 出来形検査 検査の対象となる成果品もしくは作業の完了前に、完了を類推し得る、検査の対象となる成果品もしくは作業の既存部分について行なう検査
- (4) 作業確認 業務の遂行または経過を確認する検査

(検査員)

第4条 前条の規定により検査を行なう者(以下「検査員」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 主任検査員 船橋市教育委員会文化課文化財保護係(以下「文化財保護係」という。)または埋蔵文化財調査事務所(以下「調査事務所」という。)の所属長もしくは所属する考古専門職員で文化課長の指定するもの。

(2) 実施検査員 文化財保護係または調査事務所に所属し、調査事務所長または文化財保護係長(以下「所長等」という。)もしくは主任検査員が指定する職員。

2 船橋市教育委員会所属の職員を発掘調査担当者に選任するときは、主任検査員を発掘調査担当者に選任するものとする。

(業務担当者)

第5条 受託者は、代理人及び調査を監督する者として業務担当者を選任しなければならない。

2 業務担当者は、受託者の代理人として当該調査に関する一切の権限を有した者でなければならない。また、当該調査である発掘作業または整理作業もしくはその全てを実施する場所(以下、「業務実施場所」という。)に常駐して業務を管理しなければならない。

3 受託者は、業務担当者の変更又は一時的な代行をする場合は書面にて提出しなければならない。

4 受託者が発掘調査担当者を選任しなければならないときは、業務担当者を発掘調査担当者に選任するものとする。

#### (検査の実施)

第6条 受託者は、完了検査及び発掘作業終了に係る中間検査の申請は書面（別紙様式1）をもっておこなわなければならない。

2 業務担当者は、前項に規定する検査を除く全ての検査の申請は、口頭により申請することができる。

3 完了検査の申請を受けたときは、その日から起算して14日以内に業務の成果について完了検査を終了しなければならない。

4 受託者並びに業務担当者の申請の有無に係わらず、検査員の所属する所長等または主任検査員が必要と認めるときは検査を実施することができる。

5 調査を円滑に遂行するために中間検査及び完了検査前に検査をすることが必要と認められるときは予備検査をすることができる。

6 調査を円滑に遂行するために必要があると認めるときは、成果品及び調査の実施状況について検査の対象となる成果品もしくは作業の完了前に、完了を類推し得る、検査の対象となる成果品もしくは作業の既存部分について出来形検査をすることができる。

7 検査にあたり種類または規格等を同じくする多量の物品または作業でその全部について検査することが困難と認められるときは抽出検査をすることができる。

#### (検査の方法)

第7条 検査を実施するときは業務担当者を立ち合わせるものとする。

2 完了検査及び発掘作業終了に係る中間検査または発掘調査報告書の刊行に係る中間検査は主任検査員及び実施検査員2名でおこなうものとする。

3 検査を実施する検査員のうち、1名は考古専門職員でなければならない。

4 検査を実施したときは検査調書（別紙様式2）を作成しなければならない。

5 検査は、検査関係資料等に基づき、調査の実施について適切な文化財保護の手法を用いているか、成果品の品質及び出来ばえについて考古学的成果を満たしているかを検査し、かつ、契約内容に適合しているかを判定するものとする。

6 成果品及び調査の実施状況について直接検査を実施することが困難な場合については、受託者の記録資料を照合し、作業を確認または業務担当者に諮問することにより検査することができる。

7 検査において必要があると認めるときは、その必要程度を超えない範囲においてその一部を破壊もしくは分解または試験をして検査することができる。

8 検査をするときは、検査対象についての評価をしなければならない。

#### (検査の評価)

第8条 検査員は、発掘作業終了に係る中間検査または発掘調査報告書の刊行に係る中間検査並びに完了検査終了後に、検査調書を文化課長に提出しなければならない。

2 「不適切」の評価となった場合は検査不合格とする。

3 検査が不合格となったときは再検査をしなければならない。

4 「やや不適切」または「不適切」の評価のときは、検査調書により受託者に対し、手直しを指示しなければならない。

5 手直し部分が極めて重大であり、かつ、その処理に急を要すると認めるときは、直ちに文化課長に報告するとともに、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

6 業務担当者は、検査結果に疑問があるときは、検査調書により照会することができる。

7 業務担当者が検査結果の疑問を照会したときは、検査員の所属する所長等は、検査結果について再評価し、文化課長の承認を得なければならない。また、再評価について業務担当者に通知しなければならない。

8 検査を実施した検査員が2名の検査結果が相反するとき、または、各検査における指導・助言・協議等に齟齬が生じたときは、主任検査員の検査結果をもって評価とする。

(適用除外)

第9条 第2条に規定する業務のうち、船橋市教育委員会所属の考古専門職員が調査担当者として業務実施場所に原則として常駐し、かつ、総括管理及び施行する埋蔵文化財調査における一部作業の委託業務については適用除外する。

附則

この要綱は平成20年5月30日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

## 検査申請書

船橋市教育委員会  
生涯学習部文化課長 あて

会 社 名  
代 表 者 名

次の委託業務について（中間・完了）検査を申請します。

委託業務名	
業務実施場所	
調査対象面積	m <sup>2</sup>
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日
検査項目	
業務担当者	
受託者住所	
受託者氏名	

## 検査調書

No. \_\_\_\_\_

業務名				
日 時	年	月	日	時 分
場 所	調査現場	事務所	その他 ( )	
業務担当者			主任検査員	
検査種類	完了検査	中間検査	予備検査	視察 口頭諮問
検査方法	全量検査	抽出検査	出来形検査	作業確認
検査項目				
評 価	適切	概ね適切	やや不適切	不適切
指導・助言 協議等				
手直し指示				
再検査日時	年	月	日	時 分
検査員				
検査結果確認	業務担当者（立会人）自署			
所見				
検査員異見 (氏名記載のこと)				

※ 検査結果に疑問があるときはその旨を検査結果確認欄に記載のこと。

※ 自署の場合は押印を省略できる。

確 認 欄	課 長	補 佐	所長・係長	

裏面記載 有 ・ 無  
別紙記載 有 ・ 無

(裏面)

※手直し指示に係る事項は赤字記載のこと

備考  
・  
追記等